

「会計時評」事始め
- 社会のなかの会計 -

沖縄国際大学産業総合研究所 06年8月4日

石川純治（駒澤大学）

はじめに - 批評眼を -

- ・ 「本のなか」の会計と、「社会のなか」の会計
- ・ 評論 (critique) ... 「物事の**価値・善悪・優劣**などを批評し論ずること」 (広辞苑)
批評：「物事の善悪・美醜・是非などについて評価し論ずること」
批評眼：「批評する眼、物事を批評しうるだけの**眼識**」、目利き
経済評論、政治評論、軍事評論、文芸評論、...
- ・ 社会科学と評論...事実と価値とは分離・分断できる？ 自閉的、自己目的(自己満足的)
研究に安住？ ジャーナル共同体的アカデミズムに浸る？
評論と在野精神：在野精神の大切さ(在野の誇り)
拙著『変わる社会、変わる会計』(日本評論社) 91, 109, 185 (注1) ページなど

会計時評事始め - その基本スタンス -

- ・ 学界での実証研究の mainstream... **数理統計的手法**による資本市場ベースの実証研究：
投資家向け(投資判断に資する)情報会計
- ・ 私の「会計時評」...それとはひと味違う、**政治経済学的**視点による社会のなかの会計
の実証分析

前掲拙著より

- カネボウ巨額粉飾事件 - 大型経済犯罪と会計・監査 -
 - ライブドア・ショック - 「会社とは何か」と会計
 - 新会社法と会計 - 剰余金分配の自由化と会計 -
 - 中小会社会計と会計参与制度 - 中小会社と税理士の意識改革 -
 - アカウンティング・スクールの苦戦 - 2匹目のドジョウはいる？ -
 - 会計基準の憲法作り - 初めての概念フレームワークの文章化 -
 - 会計改革と司法改革 - 3点セットの改革と高い志し -
 - リース会計の見直し問題 - 確定決算主義をどうする -
 - EUと会計 2007年問題 - 日欧相互承認と会計外交 -
 - 米国不正会計の根っこにあるものは - 株主価値至上主義の落とし穴 -
 - ストックオプションとM&A会計 - グローバリズムと会計問題 -
- など

コラム 市場と倫理、誰のための会計、エクイティとコモンロー、
会計思考の変遷と交錯、アングロサクソン・モデルの伝播、など

最後に - **誰もが知っておくべきこと** -

- ・ ある本を読んで：土志田勇『「あふれる愛」を継いで』(七つ森書館、2005年9月)

横浜・米軍機墜落事故（1977年9月27日）

- ・ 沖縄国際大ヘリ墜落事件（04年8月13日）、読谷飛行場物資投下訓練でトレラ一落下による少女圧死（1965年6月、ベトナム戦争激化）
- ・ 経済の力、政治の力、より重要なのはそれを担う**人の力**：教育の力、**学問の力**
会計教育にその力があるか、会計学にその力があるか？

添付資料：集中講義で使った教材 墜落から28年、遺族らが講演会（『朝日新聞』05年9月14日神奈川全県）、読谷飛行場返還（『琉球新報』06年8月1日社説）、米軍ヘリ墜落と憲法の平和的生存権など6項目（『沖縄タイムス』06年8月1日）

みんな考えよう：集中講義で思ったこと、強調したこと

- 沖縄の若者も歴史に疎い、新聞を読まない、懸念していたが“ショック”
- 誰もが知っておくべきことがあるはず
- 風潮に流されない自立した人間に、そのために自分を鍛えよ、どう鍛えるかを考えよ
- そのために大学に来たのでは、なんのために大学に来たか
- 孤立を恐れず、孤高の「高」の見地、それをいかに確立するか
- 経済の力、政治の力、もっと重要なのはそれを担う人の力：**教育の力**、教育の重要性
- 大学の教師のあり方がポイント：教育・学問の力をどう考える、研究を教育にどう生かす



議論のために 社会のなかの会計

社会が変わる 会計が変わる：逆方向性がないわけではないが、これが基本。

1 カネボウ巨額粉飾事件 - 大型経済犯罪と会計・監査 -

キーワード：粉飾決算、不正監査、不正発見、監査人の交代制、監査報酬、監査コスト、品質管理レビュー、自主規制、公的規制、サーベンス・オクスリー法

共謀の4会計士逮捕

05年9月13日、監査業界を揺るがすトップニュース/東京地検はカネボウ粉飾事件に共謀したとして中央青山監査法人の4人の会計士を逮捕、連日の報道始まる

お目付役が悪代官と結託

「お目付役が悪代官と結託して、悪事を隠したらどうなる。...悪代官を抱えていた藩はお取りつぶし。お目付役は切腹もの」(朝日)/過去の“犯歴”:三田工業(1998年、99年大蔵省が会計士を登録抹消)、ヤオハンジャパン(00年)、フットワークエクスプレス(02年、瑞穂監査法人1年の業務停止)、足利銀行(04年、05年中央青山監査法人に戒告)など/焦点は「切腹」のお沙汰ができるか、だが本当の焦点は不正の根絶は可能か

監査法人の巨大化 - 既得権付き連合体?

合併と分裂で誕生した4大監査法人の巨大化の過程をふまえておくことが重要/旧××系の連合体(寄り合い所帯);縦割り体質

癒着の構造 - 「なれ合い」はなぜ生じる -

監査する企業は自分が獲得した「お客様」(マイ・クライアント)/監査人の交代制の導入、さらに監査法人自体の交代制、監査法人のローテーション制が導入されれば売上高ランキングも意味のないものになる、お客の獲得競争でダンピングする醜態もなくなる、国立大学法人の“学割監査”/交代制の導入は監査業務が純然たるビジネスでないことを知らしめる

監査を受ける会社が報酬を支払う“常識”

タブー視される面/UFJホーリディングス16億3800万、トヨタ8億5900万、NTT7億5300万、ソニー4億など/公的コストと私的報酬との「矛盾」、上場企業が拠出してファンドを作りそこから支払う仕組みも

善意の会計士がなぜ

監査の生命線は監査人の「精神的独立性」、だが精神的独立性とか倫理を強調するだけで不正がなくなるほど事は単純でない/『ハーバード・ビジネスレビュー』(05年10月号)の「善意の会計士が不正監査を犯す理由」、カネボウ事件で逮捕された主任会計士はきわめて特殊な会計士であったか

公と私のはざま - ジレンマ -

交代制や報酬のあり方は監査業界の私的性格と公的性格のある種のジレンマにかかわっている/監査業界が市場経済にその基礎に据えていることから政治や行政から独立した存在であるべき、他方で後を絶たない不正事件が物語るように身内での自主規制の限界と

の“矛盾”

不正監査の根絶 - ヒトとカネは断ち切れるか -

不正の最大の原因は会計士と企業との癒着構造 / その二大要因であるヒトの面（交代制の厳格化）とカネの面（監査報酬のあり方）に大胆なメスを（『朝日新聞』06年3月7日拙稿参照）。

市場と倫理 - インフラとしての倫理 -

大学院生の頃に読んだアロー・村上訳『組織の限界』（1976年）信頼関係の基礎にある「倫理」や「道徳」は市場システムの欠陥をカバーする一種の制度 / 市場原理があらゆる領域に深く浸透してきている今日、人々の信頼という外部性をもつ「財」は市場にとってきわめて重要、だが市場原理一辺倒のもと埋没しがち、資本市場をみてもむき出しの市場主義に規制も後追いになっている感 / 倫理は資本市場のインフラである会計・監査のさらに目に見えない重要なインフラ（拙著『変わる社会、変わる会計』コラム1参照）

2 ライブドア・ショック - 「会社とは何か」と会計

キーワード：会社論、会社主権論、企業価値、株主価値、法人論、会計主体論、投資家資本主義、新会社法、投資ファンド、阪神タイガース問題、株式非公開、ステークホルダー、株主の説明責任

「2ヶ月戦争」の教訓

“ライブドア・ショック”は「会社とは何か」、「会社は誰のためか」を世間にあらためて考えさせた / このことは会計とも無縁でない、その問いは「会計とは何か」、「会計は誰のためか」に通じる

会社とは何か - ヒトかモノか -

企業買収は会社をモノとして見立てヒトの要素を無視 / 株式を所有することは会社自体をモノとして所有 / 今日的な会計主体論の議論が浮上（法人論と主体論についてはコラム2参照）

証券市場の機関化現象 - 投資家資本主義と会計 -

1980年代の後半からのいわゆる証券市場の機関化現象（株式会社制度のあり方（支配構造への影響） 会計計算と開示への影響という一連の関連からみる視点が重要：今日の会計問題（計算と公開の問題）を歴史的・経済学的にとらえる視点が重要 / 投資家資本主義には法人名目論的な会社観、会計もそれを受けて投資家本位の会計、投資家資本主義の会計

なぜ画一的会計が志向される - 会社主権論から -

「法人名目論的な会社（モノとしての会社を所有） 投資家本位 国際分散投資 投資判断のモノサシ統一 市場（fair value）ベースの画一的会計志向（公正価値アプローチ）」 vs. 「法人実在論的な会社（経営者支配） 経営者の期待重視 期待を反映した（非画一的）会計志向（企業固有アプローチ）」 / 例えば企業結合会計での「のれん代」の償却廃止（減損方式） / 「会社は誰のものか」という会社主権論と会計計算のあり方とのつながり

株主価値を超えて

株主主権論（会社は株主のもの）に立つと株主価値（端的には株主のために株価）をどこまで伸ばしたが評価の尺度になる、他方でビヨンド・ボトムラインを超えて；利益追求だけでなくステークホルダー（利害関係者）を見据えた市場経済が模索 / 経済産業省の企業価値研究会「企業価値報告書」(拙著 36-37 頁注 7 参照) 株主共同体の利益と市民社会との接点：「株主（投資家） - 市民社会 - 公共性・公益性」が重要なキー

タイガースは誰のもの

阪神タイガースの上場是非をめぐる議論、ファンの愛着 vs. 資本の論理 / 企業価値は利害関係人を据えた長期的視野からこそ評価されるべき

知識労働者は所有できるか

ライブドアは知識労働者まで所有することはできなかった、この意味するもの / 産業資本主義時代の中心だった有形固定資産よりも今日無形資産（知的財産）がより重視

上場だけが能じゃない

アパレル大手のワールド、飲料大手のポッカコーポレーションの非公開化、敵対的買収の究極の防衛策、より重要なのは「会社とは何か」「株主価値を超えて」という文脈からの見方 / 統計解析ソフトウェアの超優良会社 S A S の例、近視眼的株主に左右されない企業の理念・文化（社風）・倫理の重要性、それをどこまで真摯に考え取り組んでいるかの経営者の態度 / これこそ他人に所有されえないもの、真の企業価値もここにその源泉

ライブドア事件の共演者は誰

06 年 1 月 23 日ホリエモン逮捕、あらたなライブドア・ショック / 「世間の『堀江流』に対する異様なまでの共感是一体何だったのだろうか」（産経）、事件当事者のみならず政治家やホリエモンを追っかけ回したマスコミ、さらには今日の日本社会のあり方そのものが問われる / 「今回の逮捕は実は全く本質的な問題でない。一番の問題は、これを国民が支持し、時代の旗手としてとして称賛し、羨望してきた風潮にある」（『読売新聞』1 月 24 日）

3 新会社法と会計 - 剰余金分配の自由化と会計 -

キーワード：最低資本金規制、定款自治、剰余金配当、株主資本、負債と資本の区分、株主資本等変動計算書、日本版概念フレームワーク、ROE、臨時計算書類

資本金 1 円の株式会社 - 最低資本金規制の緩和・撤廃 -

商法改正の総仕上げといえる「新会社法」制定での 1 つの焦点は最低資本金規制の緩和ないし撤廃、従来の債権者保護のかなめであった資本制度は、今や土台から崩れようとしている / 資本制度の代わりに債権者保護のかなめになるのが会計開示制度の充実徹底という考え方、最低資本金規制の規制緩和という「自由」をあたえ、会計開示の厳格なルール化で「規律」を求める / 正確な会計情報の開示と債権者・株主の自己責任とのセット

定款が注目される - 定款自治 -

経営戦略（たとえば買収防衛、組織再編、配当政策など）に応じて定款を自由に変えら

れる、経済産業活性化のため会社に最大限の自由をあたえ経営の機動力を高める発想、新会社法 = 「ベンチャー企業法制」 / 何でもありは自己責任をとまなう、その自由裁量の1つが配当、定款変更によって取締役会議でいつでも自由に配当、後述の会計とかかわる

配当の概念が変わった - 資本と利益を区分しない剰余金配当 -

新会社法は商法の制定 (1899年、明治32年) 以来の大改正、一世紀に一度の大改革 / 有限会社法との一本化、組織再編成の容易化、合同会社制度の創設、会計参与制度の創設、剰余金配当の自由化 (規制緩和) などは大きな改正点 / 会計サイドからは特に剰余金配当が重要、より広く「剰余金の分配」(利益配当、中間配当、資本金・準備金の減少に伴う払戻し、その他資本剰余金の払戻し、自己株式の買い受けなど) として整理統合 / 「会社財産の払戻しに対する横断的規制」、「横断的規制」とは配当の財源が利益であれ資本であれ、両者を区別しない、資本準備金の減額による配当可能利益への組み入れを容認、「資本と利益の区分」という会計原則の根幹に触れる問題 (資本の利益への転化)

株主資本が変わる - 純資産 株主資本 -

従来の純資産 = 株主資本... (1) から、純資産 = 株主資本 + その他 (評価・換算差額等、新株予約権など) ... (2) へ / 資本取引でないのは明らかだが、本来の利益ではない点で損益取引でもない、きわめてあいまいな性格をもつ会計取引の登場 / その背景に今日の実態・リスクの開示会計 (財務の透明性) の登場

負債と資本の区別 - 中間区分の解消 -

もう1つは負債と資本の区別 / 株主資本の再定義の背景に、資本取引以外による純資産の変動のなかに本来の損益取引とは性質の異なるもの、すなわち大きくは、時価表示にともなう評価・換算差額等 (アメリカ流の「その他の包括利益」項目) および負債と資本の区別および中間区分項目が挙げられ、その区分整理を行った / 従来の貸方 = 負債の部 + 資本の部のうち、はもともと資本の部のなかにあったが、それが株主資本の再定義よりそれ以外の純資産項目とされ、ははその負債性や中間性が否定されたことで株主資本以外の純資産項目となった。

日本版概念フレームワークの具体化

株主資本の再定義の基礎に「財務会計の概念フレームワーク」、すでに純資産 資本 : 純資産 = 「資本」 + 「その他の要素」 / 重要な点は2つの計算構造が“融合”された形 : 収益費用中心観 純利益 「資本」の変動、資産負債中心観 純資産の変動 包括利益、 / 重要な点は包括利益ではなく純利益を重視した点、その純利益を生み出す元手を株主資本とした点、その純利益計算の基礎に従来の収益費用中心観をおく点、そして包括利益およびそれを支える資産負債中心観との融合を図る形をとっている点 / 日本版概念フレームワーク 株主資本の再定義 株主資本の変動計算書という図式

株主資本等変動計算書の導入 - 利益処分計算書はなくなる -

時価情報開示、商法改正、そして新会社法での剰余金配当の自由化など、純資産の部 (現行の資本の部) の変動要因が増大したことに起因 / 新会社法での規制緩和による経営の自由度の増大が、これまでの決算書類だけでは追いつかない

ROEが変わる

これまでの自己資本利益率ないし株主資本利益率 (純利益 / 自己資本 : ROE) の分母

は自己資本 = 株主資本 = 純資産、それが株主資本 純資産となる ROEの計算方法はこれまでとは違ったものになる

臨時計算書類 - 自由と規律 -

理屈上は「一年中会計、一年中監査、一年中開示、一年中配当」/ここにきてタイムリーな会計開示(タイムリー・ディスクロージャー)のみならず、タイムリーな会計計算が登場

4 中小会社会計と会計参与制度 - 中小会社と税理士の意識改革 -

キーワード: 中小企業会計、新会社法、会計参与、中小企業向け融資、税理士連合会、斟酌規定、利害調整、国際会計基準、非公開会社

統一指針の策定

05年6月13日、4団体(日本公認会計士協会、日本税理士連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会)による「中小企業の会計に関する指針」(公開草案、以下「指針」)が公表/もともと中小企業庁、日本税理士連合会、日本公認会計士協会から、それぞれの報告書が公表、そうした3つの報告書の統合作業、新会社法での「会計参与」制度の創設と密接にかかわる

「指針」の意味合い

日本税理士連合会は02年12月に「中小会社会計基準」を公表、そこでは「指針」ではなく、「会計基準」とされていた点が重要、国際会計基準に限りなく近づく法定監査会社向けの会計基準とは区別される、中小会社向けの会計基準を別途想定、会計基準の棲み分け(ダブルスタンダード)の容認が示唆/だが、今回の「指針」はそうしたダブルスタンダードではなく、あくまで会計基準は1つ、中小企業の会計はそのいわば簡便版

会計参与とは

「指針」を読み解く3つの鍵、1つは作成者側である経営者サイド(経営管理のため)、2つは利用者側とくに金融機関サイド(融資のため)、そして3つ目が会計参与/会計参与とは会社のなかの機関であり株主総会で選任(公認会計士か税理士)取締役・執行役と共同して計算書類を作成する、計算書類の正確性を担保する制度が会計参与の一番のねらい、計算書類の正確な開示をもって債権者を保護する考え方は公開会社のそれと一貫/計算書類作成のための拠り所(基準)が今回の「指針」

なぜ会計参与がでてきたか - 職域垣根論争の終焉? -

昭和56年改正のとき中小会社向けの監査のような制度(「調査」制度)を導入する案、公認会計士と税理士の職域をめぐる“垣根論争”

参与制度は普及するか - 金融機関の要請と税理士の意識改革 -

この制度が普及するかどうかの1つの鍵は債権者側とりわけ金融機関の要請、もう1つの鍵は作成者側の意識改革

中小企業会計と「公正なる会計慣行」 - その法規範性は -

「公正なる会計慣行を斟酌すべし」(第32条第2項:いわゆる斟酌規定) 新会社法では

「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」(431条) / 問題は非公開中小会社の会計、とりわけ今回の「指針」の位置づけ(法規範性)

税法基準の扱い - 逆基準性は通用しない -

「指針」の基本方針 = 会社の規模に関係なく「取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべき」、公開・非公開、大会社・中小会社の区別にかかわらない大原則 / 中小会社向けの会計処理の簡便化、および税法基準に依る会計処理は、その原則との関係で「一定の場合に」だけ認められるという位置づけ / 税法基準の会計処理が認められる「一定の場合」とは

利害調整と経営への役立ち - 市場ベースの国際会計基準との相違 -

公開大会社の会計が国際資本市場をベースにした投資家のための会計(投資判断会計)、会計のいわば原点とも利害調整機能との乖離が進んでいる、中小会社の会計には「配当制限や課税所得計算など、利害調整の役立ちに、より大きな役割が求められる」(パラグラフ6) この利害調整と経営への役立ちの重視は、市場原理に基づく国際会計基準のあり方を相対視する点でも、1つの会計のあり方として重要

簿記会計の原点 - 証拠性 vs. 情報性 -

会計の「原点」とは何、簿記会計の原点はまずもって「記録」にある。そこには管理と証拠という役立ち、複式簿記の生成もその点に深くかかわって登場してきた / 今日の投資家の投資判断に役立つ情報開示は、その点で証拠性よりも情報性を志向、行き着く先に複式簿記の不要不在の情報開示会計

「会社 = ヒト」の会計

会社の2階建て構造(二重の所有関係): 株主がモノとしての会社を所有している面(会社 = モノ: 二階部分)と、その会社がヒト(法人)として資産を所有している面(会社 = ヒト: 一階部分) / 資本市場をベースにした投資家本位の企業会計のあり方 = 「会計 = モノ」の会計経営者や従業員などヒトの面にかかわる会計 = 「会社 = ヒト」の会計、会計の「原点」はこの会計 / 一階部分が欠落しては二階が存在しないように、この会計がもっと議論されていい

シンク・スモール・ファースト - 新会社法の制度設計 -

公開大会社向けの(証取法会計をベースにした)会計基準 その限定化(簡便化) 中小企業向けの会計 / 新会社法での考え方の基本はむしろ非公開会社の方にあり、公開大会社はその特則として規定される位置づけ、「シンク・スモール・ファースト」、会計はさしずめ「シンク・ビッグ・ファースト」

キャッシュフロー計算書は不要?

「指針」には貸借対照表と損益計算書の項目のみ、キャッシュフロー計算書は出てきていない、中小企業向け融資との関係でもキャッシュフロー計算書は重要、 / 携帯電話で有名なノキアのTシャツには「利益は意見、キャッシュは現実」、キャッシュフローは会計ルールいかに左右されないのが強みだ

日本のASEAN中小企業支援 - 会計制度の移転と支援 -

「会計は誰のため」を考えるさいの1つの健全な側面と方向 / ASEANの企業および雇用の90パーセントが中小企業、資金調達は間接金融が中心で、直接金融を中心とするアメリカ型システムの導入には抵抗がある、日本ASEAN経済大臣会議で中小企業向け会

計基準指針の採用をASEAN各国に呼びかけ/日本発の会計基準を普及させることで、日本の金融機関と現地中小企業との取引拡大が期待

5 アカウンティング・スクールの苦戦 - 2匹目のドジョウはいる? -

キーワード：アカウンティング・スクール、ロースクール、専門職大学院、株式会社大学院、大学院肥大化、新会社法

定員割れの開校

05年新設の会計専門職大学院(アカウンティング・スクール)は9校そのうち6校が定員割れ、惨憺たる開校/公認会計士試験とのリンクがきわめて弱い、短答試験の部分免除/アカウンティング・スクールとロースクールはそもそも出発点が違う、司法と会計との相違

法科大学院バブル

「おれも、おれも」とロースクール設立に手を挙げた大学にツケが/当初の合格率のためには法科大学院1学年の学生数は4千人程度が適正規模、初年度はそれをはるかに上回る6千名、“バブル”がはじけて自然淘汰されよう

節操のなさ

法科大学院のない大学は恥ずかしい? 「おれも、おれも」と手を挙げる根性

会計プロフェッションと大学院教育

偏向した試験制度(合格者の9割以上が学生・無職、そして予備校依存体質)を改める会計士試験制度改革の基本的な視点、1浪する覚悟(意志の強さ)さえあれば合格可能な試験 能力ある学生はわざわざ遠回りしてまでアカウンティング・スクールには来ない

予備校依存体質は脱却できる?

ロースクールでも「新司法試験の出題科目以外は授業中、耳栓をして自習しています」、ロースクールの学生が予備校のテキストで学習、ロースクールの理念とはうらはらに合格至上主義の学生たちにとって予備校はなお健在/本来的な大学院教育のあり方はすでに資格を有しているCPAやキャリアを対象にした会計プロフェッションの教育

教育は機会均等? - 教育機会の経済的不平等 -

大学受験でもコスト高の大手予備校に行くには親の一定額以上の経済力が必要、塾に行ける子行けない子、教育の機会均等は絵空事/その不平等性と親の経済力の大小とが相関、教育格差が所得格差を生む、さらに所得格差の拡大 教育格差の拡大という悪循環

専門職大学院の乱立 - 大学の思惑優先 -

高邁な理念はともかく、本音は大学の生き残り戦略の一環/大学の期待とはうらはらに、実際の需要(市場)とのミスマッチが目立つ、理念よりも“昇格”のチャンスとみて飛びつく大学、大学の思惑優先のツケは、大学自らがかぶる/重要なのは教育力、研究を教育に変換する能力が重要

株式会社大学院 真の意味での教育力で競争してもらいたい、「おれも、おれも」と節操もなく手を挙げた大学、それと比較して教育への参入の成果が試される/長く競争から遠いところにいた大学もここにきて市場の論理による淘汰が始まった

営利目的でない会社？

もともと教育や医療は営利目的になじまない分野、そこに株式会社という「営利目的」の会社が参入する / 新会社法では商法での「会社は営利目的」という条文が消えた（（現行商法 52 条 2 項が削除）「資本」の担い手である株式会社という規定は幾分狭い見方か / 「会社は誰のものか」「会計は誰のものか」につながる

6 会計基準の憲法作り - 初めての概念フレームワークの文章化 -

キーワード：日本版概念フレームワーク、会計憲法、会計基準の国際的コンバージェンス、2007 年問題、企業会計原則、リスクからの解放

会計の憲法 - 初めての概念フレームワークの文章化 -

企業会計基準委員会（ASBJ）は 04 年 7 月 2 日「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」を公表、日本で初めての概念フレームワークの文章化 / 概念フレームワークは海外のそれも会計憲法といわれる、法における「憲法」の本質は個人からの国家に対する制限：権力に勝手なことをさせない、会計憲法という見方は会計基準をその基礎から律するという以上の意味を持たせる

政治圧力と基本理念 - 規範と現実 -

政治に翻弄されない理論的権威の確立という点で概念フレームワークを会計の憲法になぞらえるにはそれなりの意味がある、トピック 14「時価会計・減損会計見直しの構図」：時価会計や減損会計に対する政治圧力（その凍結・延期） / 重要なのは「規範」と「現実」のとらえ方、規範を大きく変容する現実にあわすか、それとも逆に現実を規範にあわすか、会計の基本理念とは何か、投資判断に役立つ会計（投資家のために有用な会計）だけが会計ではないだろう

相互承認の理論的基盤

国際基準との調和化ないしコンバージェンス（統一、収斂）のための理論的役立ち、「相互承認」のためには何よりもその基礎にある考え方を示す必要がある

日本の会計基準と 2007 年問題

国際会計基準の争点についても積極的に意見を戦わせていく自信と覚悟を持つ、そのための裏付けが日本版概念フレームワークづくり

試金石としての純利益重視 - 苦心と本音 -

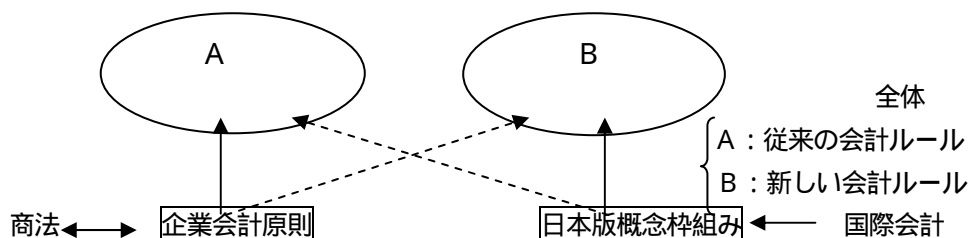
今日的な資産負債中心観と伝統的な収益費用中心観とを企業会計全体の中でどう位置づけ、どう再構成するか、これが今日の重要な理論的課題、「討議資料」で示された計算構造は 1 つの“苦心作”、両者の“融合の仕掛け”その苦心の構図が「純利益 - 資本」「包括利益 - 純資産」の 2 層構造（図 1 参照）

「企業会計原則」をどうする - 企業会計原則と概念フレームワーク -

概念フレームワークが今後の会計基準の基礎になるならこれまでそれを担ってきた「企業会計原則」をどうするか、端的にはそこでの基本的な考え方とのかかわり / 「企業会計原則」と新たな概念フレームワークのそれぞれの見地からの「2 つの全体整合性問題」（図

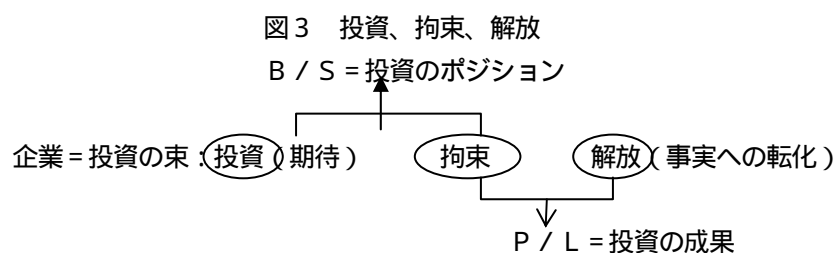
2 参照)

図2 企業会計原則と概念フレームワーク - 2つの全体整合性問題 -



企業 = 「投資の束」という見方

概念フレームワークのコアに企業を複数の「投資の束（かたまり）」、投資の目的にてらして事実に転化した成果をとらえるという考え方／キーワードは「投資」、「拘束」、「解放」、それらと「期待」と「事実」のむすびつき：「投資」（期待）、「拘束」、「解放」（事実への転化）（図3参照）／問題は、こうした概念フレームワークの基本的な考え方が従来の会計ルールも含めてその全体を支え得るものかどうか、従来の会計ルールの基礎にある損益計算の基本原則とはどう整合し得るか



国際化とは孤立化しないこと

国際化とは、換言すれば孤立化しないこと、とりわけ英米系の基本的な考え方と孤立化しないこと／「討議資料」で示された純利益重視の構造と「内的な整合性」はアングロサクソン流儀の概念フレームワークと一線を描すとともに孤立化を避ける巧妙な仕掛けも施されている／「討議資料」の苦心と本音がどこにあるかを見定めてこの至難の課題に一層の英知と協力が必要

(以上)